

食品衛生推進員の役割

墨田区食品衛生推進員設置要綱 抜粋

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

食品等事業者(法第3条第1項に規定する食品等事業者及び食品営業者団体をいう。以下同じ。)又は区民からの食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行うこと。

区が開催する食品衛生推進会議に参加し、食品衛生の向上、区の食品衛生監視指導計画策定及び食品衛生に関する施策の実施状況等に関し必要な提言等を行うこと。

区が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力すること。

地域の食品衛生に関する情報を収集すること。

- 2 前項第2号に規定する食品衛生推進会議について必要な事項は、保健衛生部長が別に定める。

(責務)

第5条 推進員は、その職務を遂行する上で知り得た食品等事業者その他の者の営業上の情報又は個人情報等を他の者に漏らしてはならない。

- 2 推進員は、その職務を遂行するために必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。

墨田区食品衛生推進員設置要綱実施細目 抜粋

第2 食品衛生推進会議の所掌事項、組織等

1 所掌事項

要綱第2条第1項第2号に規定する食品衛生推進会議(以下「推進会議」という。)は、次の事項を審議し、区に必要な提言を行うほか、これらの事項について必要な協議及び情報交換を行う。

食品等事業者の食品衛生の向上に関すること。

区及び保健所の行なう食品の安全確保事業の推進に関すること。

その他食品衛生に関すること。

第4 提言の取扱

区長は、推進会議において取りまとめられた提言を十分に尊重し、区及び保健所の事業に反映させるよう努めるものとする。

第 5 活動の報告等

1 活動報告及び情報等の連絡

推進員は、その活動状況を別記第 1 号様式(墨田区食品衛生推進員活動報告書) により半期ごとに保健衛生部長に報告するものとする。

推進員は、その活動の中で得た情報等で保健所又は区に連絡等を行う必要があると認めるものを、随時、保健所又は生活衛生課に連絡するものとする。

第 9 講習会等

1 講習会等の実施

区は、推進員が活動に必要な情報の入手及び知識・技術の習得を行うことができるよう、講習会等を実施するとともに、必要な情報の提供を行う。ただし、他の公共的な機関、団体等が行う同様な趣旨の講習会等があった場合には、推進員をその講習会等に参加させることにより、講習会等の実施にかえることができる。

2 情報の提供

保健衛生部長及び保健所長は、推進員の活動に必要な情報を推進員に対し積極的に提供するものとする。

第 11 その他

1 普及啓発

区及び保健所は、推進員の活動、食品等事業者の自主管理の推進及び区民の食生活における食品衛生に関する普及啓発に努めるものとする。

2 食品衛生向上の活動を行う団体との連携等

区及び保健所は、地域の食品衛生協会等の団体の行う衛生管理活動又は食品衛生向上の活動と連携し、食品等事業者における自主的な衛生管理の推進及び区民の食品の安全確保に努めるものとする。

3 自治指導員との連絡調整等

食品衛生協会の推薦による推進員は、食品衛生協会の食品衛生自治指導員の活動との連絡調整等を担うものとする。